

富士宮市建設工事検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市建設工事検査規程(平成20年富士宮市規程第3号。以下「規程」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査員の指名)

第2条 検査員の指名の時期は、次のとおりとする。

完成検査

受注者から工事完成届及び指定部分完成届の提出があったとき。

既済部分検査

ア 部分使用の場合にあっては、部分使用をしようとするとき。

イ 損害金を徴収して契約期間を延長する場合にあっては、契約期間の延長を承認しようとするとき。

ウ 施工中止の場合にあっては、中止しようとするとき。

エ 契約解除の場合にあっては、契約を解除しようとするとき。

中間検査、材料検査、材料製造検査

監督員から検査の要請があって、工事検査課長が、検査の実施を必要と認めるとき。

部分払い検査

部分払いの場合にあっては、受注者から出来形検査申請の申出があったとき。

(入札結果及び変更契約の通知)

第3条 契約担当課長は、規程第2条各号に掲げる検査を必要とする工事等の入札を行い契約(変更契約を含む。)を締結したときは、直ちに工事検査課及び工事担当課へ通知するものとする。

(検査の依頼)

第4条 工事担当課長は、規程第2条各号に掲げる検査を必要とする場合、検査執行依頼書に係る書類(契約図書、出来形図、工事記録、工事写真等)を添えて工事検査課長に依頼するものとする。

2 前項の依頼を受理した工事検査課長は、検査日時及び検査員氏名を記した検査執行通知書により、工事担当課長に通知するものとする。

(検査の時期)

第5条 検査は、次に掲げる期間内に行うものとする。

完成検査 完成届を受理した日から14日以内

既済部分検査 出来形確認請求書による請求を受けた日から14日以内

中間検査 検査員指名後遅滞なく

材料検査 請求を受けた日から7日以内

材料製造検査 出来形確認請求書による請求を受けた日から14日以内

部分払い検査 出来形確認請求書による請求を受けた日から14日以内

2 工事担当課長は、検査日が決定されたとき、遅滞なく監督員を経由して受注者に通知するものとする。

(検査の立会)

第6条 検査員は、当該工事担当課長又はその代理者並びに監督員及び受注者その他必要と認められる関係者を立ち合わせ、当該工事の関係書類その他必要な物件を提示若しくは提出させ、又は事実の説明を求めることができる。

(検査実施の原則)

第7条 検査は、現地において工事等の出来形を対象とし、契約図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違並びに品質及び性能その他必要な事項について確認するものとする。

2 検査に際して、地下又は水中等にあって外部から検査を行い難い部分については、当該工事等の受注者の説明、工事記録、写真等により確認するものとする。

3 前項の検査に当たり必要があるときは、工事の施工部分を破壊、分解及び試験をして検査を行うことができるものとする。

4 検査員は、検査以外においても工事が契約書及び約款並びに設計書等に基づき適正に施行されているかどうか確認するため、随時調査することができるものとする。

(検査の報告)

第8条 検査員は、工事の検査を行ったときは、検査復命書を作成し、工事検査課長に速やかに報告するものとする。この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めるときは、検査復命書に添えて修補を報告するものとする。

(検査の中止)

第9条 検査員は、検査を行う際、受注者、現場代理人又は主任技術者等が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、検査を中止する事ができるものとする。

検査の立会を拒んだとき。

検査員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わなかったとき。

(臨機の措置)

第10条 検査員は、検査に当たり、事態が重大であり、かつ、処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに工事検査課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査結果の通知等)

第11条 工事検査課長は、検査の結果及び工事目的物の引渡しの時期を検査結果通知書により関係課長及び受注者に通知する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。